

**令和7年度
兵庫県自家消費型非住宅用
太陽光発電設備導入補助事業
申請の手引き**

令和 7 年8月

目次

1. 事業の概要	3
2. 補助対象者の要件	3
3. 補助対象設備及び補助金額	5
4. 補助対象経費	5
5. 事務手続きの流れ	5
6. 補助事業	8
7. 補助対象経費（詳細）	11
8. 提出書類一覧	13
9. 留意事項	15
10. 申請書提出先・問い合わせ先	15

1 事業の概要

(1) 目的

中小事業者への自家消費型非住宅用太陽光発電設備導入を支援することにより、環境影響の少ない太陽光発電設備の設置を推進し、温室効果ガスの排出の削減を図る。

(2) 事業の内容

太陽光発電設備導入費用の一部を補助する。

2 補助対象者の要件

下記(1)または(2)のいずれか、かつ(3)に該当する事業を行う者

なお、PPA またはリースによる設備導入を行う場合、補助金の交付対象者は PPA、リースを主導する事業者で実際に設備を導入する需要家ではありません。(交付金額相当分がサービス料金から控除されるものです。)

- (1) PPA またはリースにより自家消費型太陽光発電設備導入を行う事業
- (2) 自己設置によりソーラーカーポート型の自家消費型太陽光発電設備導入を行う事業
- (3) (1)においては需要家が、(2)においては設置者が次に掲げる事項のいずれかに該当する中小事業者等※1 で、兵庫県内で実施される事業

- ① 中小企業基本法(昭和 38 年法律第 154 号)第2条に準じ、下表に規定する会社及び個人
- ② 中小企業団体の組織に関する法律(昭和 32 年法律第 185 号)第3条第1項第1号から第9号までに規定する団体
- ③ 医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 39 条に規定する法人
- ④ 社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 22 条に規定する法人
- ⑤ 国立大学法人、公立大学法人及び私立学校法(昭和 24 年法律第 270 号)第3条に規定する学校法人
- ⑥ 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人であって、中小企業基本法第2条に規定する主たる業種に記載の従業員規模以下のもの
- ⑦ 特別法の規定に基づき設立された協同組合等
- ⑧ 青色申告を行っている個人事業主
- ⑨ その他知事が適当であると認める者

※1 中小事業者等とは、以下の表の資本金の額等または常時使用する従業員の基準を満たす法人または個人事業者であって、次のいずれにも該当しない者としてします。

- ア 発行済株式の総数または出資価格の総額の1/2以上を同一の大企業が所有している中小事業者
- イ 発行済株式の総数または出資価格の総額の2/3以上を大企業が所有している中小企業者
- ウ 大企業の役員または職員を兼務するものが、役員総数の1/2以上を占めている中小企業者

表:中小事業者等の基準(A または B のいずれかを満たしていること)

業種	資本金の額又は 出資の総額【A】	常時使用する従業員数 【B】
製造業等 (運輸業・建設業等を含む)	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業	3億円以下	900人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
ソフトウェア業または 情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

ただし、既に地域脱炭素移行・再エネ推進交付金(脱炭素先行地域づくり事業または重点対策加速化事業)に採択されている県内自治体内に太陽光発電設備を設置する事業者は対象外となります。

対象地域

西宮市、伊丹市、川西市、三田市、猪名川町、明石市、高砂市、稲美町、播磨町、西脇市、三木市、小野市、加東市、多可町、姫路市、市川町、福崎町、神河町、相生市、赤穂市、宍粟市、たつの市、太子町、上郡町、佐用町、豊岡市、養父市、朝来市、香美町、新温泉町、丹波篠山市、丹波市、洲本市、南あわじ市

※既に地域脱炭素移行・再エネ推進交付金(脱炭素先行地域づくり事業・重点対策加速化事業)の採択を受けている下記地域は対象外
神戸市、尼崎市、芦屋市、宝塚市、加古川市、加西市、淡路市

3 補助対象設備及び補助金額

補助対象となる設備は「6補助事業」の記載条件を満たす下記太陽光発電設備。

設置方法	導入手法	上限
屋根置き・野立て型	PPA・リース	5万円/kW 上限:100kW
ソーラーカーポート型	PPA・リース・自己設置	補助対象経費の 1/3 上限:500 万円

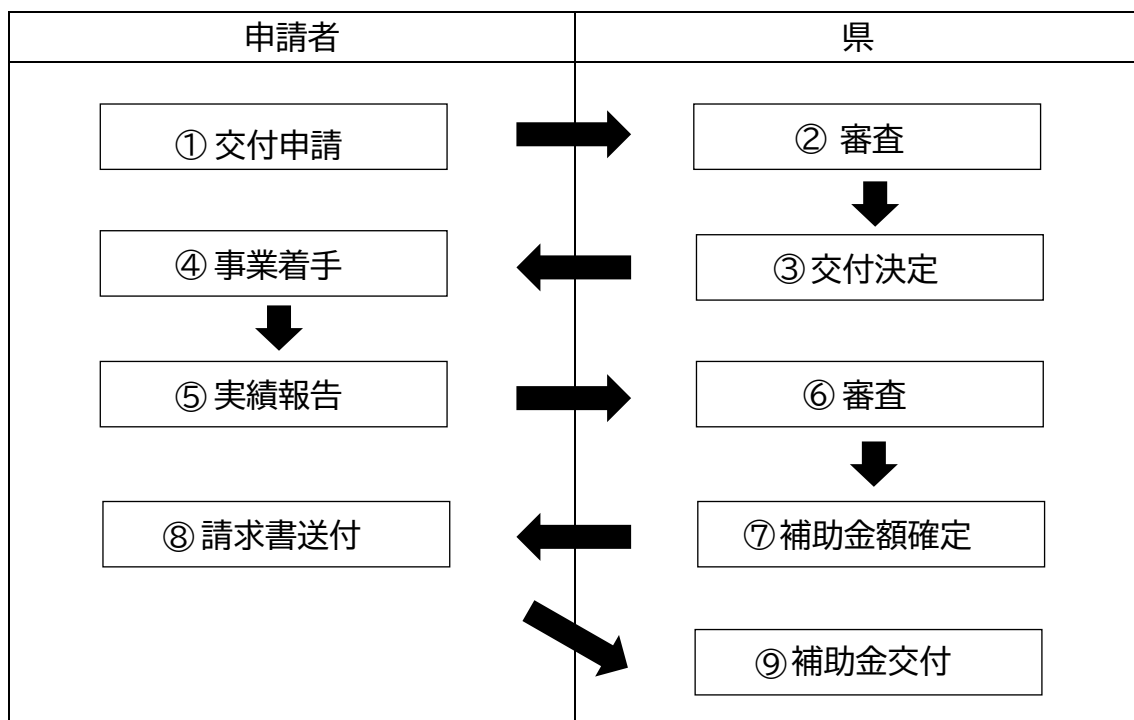
※千円未満切り捨て

4 補助対象経費

補助事業を行うために直接必要な経費として明確に区分できるもので、令和7年度中に事業着手及び支払が完了する事業、または、工期が長期に渡る等により令和7年度中に事業着手し、令和8年度中に支払が完了する事業で、証拠書類によって金額等が確認できる経費が対象となります。詳細は「7 補助対象経費(詳細)」のとおり。

5 事務手続きの流れ

各様式については県ホームページからダウンロードをお願いします。



① 交付申請

交付申請書に必要書類を添えて、以下期間内に 10 に記載の窓口まで持参または郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る)により提出してください。

【交付申請受付期間】

令和7年8月1日(金)～令和7年11月 28 日(金)〈必着〉

- ※ 公募、採択状況により募集期間の変更や追加募集を行う場合があります。
- ※ 提出のあった申請について受付順に審査を開始し、予算額に達した時点で募集を終了します。
- ※ 予算額の上限に達する日に到着した書類(申請書)は、抽選で受付順を決定します。

【PPA・リースの場合の留意事項】

- ・補助金は PPA・リース事業者に対して交付した上で、補助金相当分が PPA・リース料金から控除されることが要件となります。
- ・PPA・リース期間が法定耐用年数よりも短い場合には、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保してください。

②③ 審査及び交付決定

提出のあった申請について受付順に審査を開始し、確認完了後、交付を決定する場合は補助金交付決定通知書(様式第 2 号)により通知します。

また、交付決定後に計画の変更や中止・廃止がある場合、変更承認申請書に必要書類を添えて速やかに提出してください。

④⑤ 事業着手・実績報告

③交付決定を受けた後、事業に着手してください。

事業の着手とは相手方との契約締結行為または工事着工日のいずれか早い方を指します。

補助対象事業完了後は、実績報告資料を A.事業実施後 30 日を経過した日まで、B.令和8年2月27日(金)のいずれか早い日までに 10 に記載の窓口まで持参または郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る)により提出してください。

【留意事項】

県からの交付決定より前に事業着手した事業は交付対象となりません。

⑥⑦ 審査・補助金額確定

県は事業者から実績報告書の提出を受けた後、書類検査及び必要のある場合、現地調査を行い、事業の結果が交付決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知します。

⑧ 請求書送付

補助金請求書(様式第 10 号)に必要事項を記入し、送付ください。

⑨ 補助金交付

【留意事項】

- ・本事業の補助金の交付は、補助事業完了後の精算払いとなります。
- ・本補助金により取得または効用の増加した財産を、当該取得財産等の処分制限期間(法定耐用年数期間)内に補助金の交付の目的に反して、使用、譲渡、交換、貸し付け、担保、または取り壊し(廃棄を含む)を行おうとする場合は、事前に兵庫県知事の承認を得る必要があります。

6 補助事業

補助事業	内容
太陽光発電設備の設置	a 整備する設備は各種法令等に遵守し、商用化され、導入実績があるものであること。エネルギー起源二酸化炭素の排出の削減に効果があるものであること。また、中古設備は交付対象外とする。 b 事業全体の費用効率性(交付対象事業費を法定耐用年数の累計 CO2 削減量で除した値)が 25 万円/t-CO2 を超える部分については、個別の交付対象事業の交付率等によらず交付対象事業費から除外する。 c 法定耐用年数を経過するまでの間、交付対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果について J-クレジット制度への登録を行わないこと。 d 本事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐付く環境価値を需要家に帰属させるものであること。ただし、離島等供給約款において、再エネ供給に係る定めがない場合、1時間ごとの再エネ発電量の実績と需要量の実績を把握・管理し、再エネ電力供給と民生電力需要を実質的に紐付けること等により、前段の環境価値の帰属に係る要件を満たしていることと見なすものとする。 e 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成 23 年法律第 108 号。以下「再エネ特措法」という。)に基づく固定価格買取制度(以下「FIT」という。)の認定又は FIP(Feed in Premium)制度の認定を取得しないこと。 f 電気事業法第2条第1項第5号ロに定める接続供給(自己託送)を行わないものであること。 g 再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)」(資源エネルギー庁)に定める遵守事項等に準拠して事業を実施すること(ただし、専ら FIT の認定を受けた者に対するものを除く。)。特に、次の(a)～(l)をすべて遵守すること。 (a) 地域住民や地域の自治体と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めること。 (b) 関係法令及び条例の規定に従い、土地開発等の設計・施工を行うこと。

	(c) 防災、環境保全、景観保全を考慮し交付対象設備の設計を行うよう努めること。 (d) 一の場所において、設備を複数の設備に分割したものでないこと。詳細は「再生可能エネルギー発電事業計画における再生可能エネルギー発電設備の設置場所について」(資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課再生可能エネルギー推進室)を参照のこと。 (e) 20kW 以上の太陽光発電設備の場合、発電設備を囲う柵塀を設置するとともに、柵塀等の外側の見えやすい場所に標識(交付対象事業者の名称・代表者氏名・住所・連絡先電話番号、保守点検責任者の名称・氏名・住所・連絡先電話番号、運転開始年月日、本交付金により設置した旨を記載したもの)を掲示すること。 (f) 電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査、報告徴収に対する資料の提出に対応するため、発電設備の設計図書や竣工試験データを含む完成図書を作成し、適切な方法で管理及び保存すること。 (g) 設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施すること。 (h) 接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。 (i) 防災、環境保全、景観保全の観点から計画段階で予期しなかった問題が生じた場合、適切な対策を講じ、災害防止や自然破壊、近隣への配慮を行うよう努めること。 (j) 交付対象設備を処分する際は、関係法令(立地する自治体の条例を含む。)の規定を遵守すること。 (k) 交付対象設備の解体・撤去等に係る廃棄等費用について、「廃棄等費用積立ガイドライン」(資源 エネルギー庁)を参考に、必要な経費を算定し、積立等の方法により確保する計画を策定し、その計画に従い適切な経費の積立等を行い、発電事業の終了時において、適切な廃棄・リサイクルを実施すること。 (l) 災害等による撤去及び処分に備えた火災保険や地震保険、第三者賠償保険等に参加するよう努めること。
--	--

	h PPA の場合、PPA 事業者(需要家に対して PPA により電気を供給する事業者。以下同じ。)に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分がサービス料金から控除されるものであること(PPA 事業者が兵庫県内に本社を有する企業の場合は、控除額を交付金額相当分の 4/5 とすることができる。)。サービス料金から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。 i リース契約の場合、リース事業者に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分がリース料金から控除されるものであること。リース料金から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。リース期間が法定耐用年数よりも短い場合には、所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保すること。 j 次の(a)または(b)のいずれかを満たすこと (a) 当該事業において再エネ電力の供給を受ける需要家の敷地内に本事業により導入する再エネ発電設備で発電する電力量の 50%以上を当該需要家が消費すること。 (b) 需要家の敷地外に本事業により導入する再エネ発電設備で発電する電力を、自営線により当該需要家に供給して消費すること。(当該需要家のみが消費するものとする。) k ソーラーカーポートを導入する場合、交付対象となる設備は環境省「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業 新たな手法による再エネ導入・価格低減促進事業(ソーラーカーポート事業))」を参考にすること。
--	---

7 補助対象経費（詳細）

- ※ 補助対象費は事業を行うために必要な経費で、本事業で導入又は実施されたことを証明できるものに限ります。
- ※ 消費税及び地方消費税は対象外とします。
- ※ 補助金の交付決定前に発注、契約、支払いをした経費については、補助金の交付の対象になりません。

区 分	費目	細分	内 容
工事費	本工事費 (直接工事費)	材料費	事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。 ただし、適切な単価でないと判断する場合には修正を求める場合がある。
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。 ただし、適切な単価でないと判断する場合には修正を求める場合がある。
		直接経費	事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。 ①特許権使用料(契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用) ②水道、光熱、電力料(事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料) ③機械経費(事業を行うために必要な機械の使用に要する経費(材料費、労務費を除く。)) ④負担金(事業を行うために必要な経費を契約、協定等に基づき負担する経費、系統を用いて供給する事業の場合は送配電事業者の有する系統への電源線、遮断機、計量器、系統設備に対する工事費負担金(1.35 万円/kW を上限とする。))

	本工事費 (関接工事費)	共通仮設費	事業を行うために直接必要な現場経費であって、次の費用をいう。 ①事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用 ②準備、後片付け整地等に要する費用 ③機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用 ④技術管理に要する費用 ⑤交通の管理、安全施設に要する費用
		現場管理費	事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいう。ただし、適切な単価でないと判断する場合には修正を求める場合がある。
		一般管理費	事業を行うために直接必要な諸給与、法定 福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいう。ただし、適切な単価でないと判断する場合には修正を求める場合がある。
	付帯工事費		本工事費に付随する直接必要な工事(交付 要件に定める柵塀に係る工事を含む。)に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。
	機械器具費		事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。
	測量及び試験費		事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。
設備費	設備費		事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する経費をいう。

※次に掲げる経費は補助対象外となりますのでご注意ください。

×公租公課(消費税等)、官公署に支払う手数料等(印紙代等)、振込手数料等 ×過剰な設備、予備設備、本事業以外において使用することを目的したもの ×既存設備の撤去、移設及び処分のために要した費用 ×土地・建物の取得、賃貸、管理等に要する費用 ×本事業と直接関係のない工事に要した費用 ×設備導入後に稼働させるための燃料費、その他のランニング費用	×経理処理上、補助金とすることが適さないもの 例1:契約書(発注書、請書を含む)、納品書、請求書、振込依頼書、領収書その他証拠帳票類が不備の場合 例2:補助対象経費以外の経費と混同して支払が行われており、補助対象経費との支払の区別が困難な場合
--	---

8 提出書類一覧

申請ごとに次の書類をリストの順番通り編綴の上、ご提出ください。
 なお、県が必要と判断する資料の追加提出を求める場合があります。

申請関係書類

	必要書類
1	補助金交付申請書(補助金交付要綱様式第1号)
2	収支予算書(補助金交付要綱様式第1号別記)
3	誓約書(補助金交付要綱様式第1号の2)(PPA・リースの場合は需要家とPPA・リース事業者のものを、それぞれ提出してください。)
4	誓約書(別添様式第1号)
5	事業計画書(別添様式第2号)
6	設備設置承諾書(別添様式第3号)
7	見積書及び見積内訳書の写し
8	設置する土地・建物の全部事項証明書の写し(発行後3カ月以内)
9	登記事項証明書の写し(PPA・リースの場合は需要家とPPA・リース事業者のものを、それぞれ提出してください。) 個人事業主の場合:申請者の住民票の写し (いずれも発行後3カ月以内)
10	中小事業者等であることが確認できる書類

11	PPA モデルの契約書(案)及び料金計算書等、またはリースモデル契約書(案)及びリース計算書、または、ソーラーカーポートに係る購入契約書(案)等 ※法定耐用期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を含むこと
12	兵庫県納税証明書(3)(発行後3カ月以内・写し可) (県税について滞納がないことの証明書。なお、課税がない等の理由により滞納額がないことの証明書が交付されない場合はその旨を記した書面(様式任意)) (PPA・リースの場合は需要家と PPA・リース事業者のものを、それぞれ提出してください。)
13	設備の仕様がわかる資料 (型番や設備容量等が確認できる仕様書やカタログ等)
14	単線結線図
15	システム系統図
16	機器配置図
17	設置場所の写真及び位置図 (対象機器の設置場所がわかるように明記してください。)
18	補助対象設備の工事期間が判別できる資料 (予定工程表等。複数年度工事の場合、年度ごとの内容が確認できること)
19	サービス料金またはリース料金から交付金額相当分またはその一部が控除されることがわかる書類(PPA・リースの場合は需要家と PPA・リース事業者のものを、それぞれ提出してください。)
20	交付要件該当に係る確認書

変更承認申請

	必要書類
1	変更承認申請書(補助金交付要綱様式第3号)
2	事業計画書(別添様式第2号) (事業計画書の内容に変更がある場合)
3	交付申請時から変更内容を証明する書類 (申請関係書類を参考に変更に応じた資料を添付してください。)

実績関係書類

	必要書類
1	補助事業実績報告書(補助金交付要綱様式第8号)

2	収支決算書(補助金交付要綱様式第8号別記)
3	事業報告書(別添様式第4号)
4	支出証拠書類の写し(請求書、領収書、納品書等)
5	単線結線図
6	システム系統図
7	機器配置図
8	PPA モデルの契約書(写)及び料金計算書等、またはリースモデル契約書(写)及びリース計算書、または、ソーラーカーポートに係る購入契約書(写)等 ※法定耐用期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を含むこと
9	設備の確定仕様がわかる資料
10	設備の稼働が確認できる写真
11	工事請負契約書
12	補助対象設備の竣工写真 (工事前、工事完了後、銘板(文字が明確に読み取れるもの))

9 留意事項

(1)補助対象設備の処分制限

補助事業者は、知事の承認を受けずに、取得した財産を法定耐用期間満了まで補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けまたは担保に供してはいけません。

太陽光発電設備の法定耐用期間	17 年
----------------	------

(2)交付決定の取消及び補助金の返還

補助事業者が補助事業に関して規則・要綱及び実施要領等に違反したとき、その他要綱第 15 条に該当すると認めたときは補助金の交付決定を取り消す場合があります。交付決定を取り消し、既に補助金が交付されている場合は、補助金の返還を請求します。

10 申請書提出先・問い合わせ先

兵庫県 環境部環境政策課 温暖化対策班内
〒650-0011 兵庫県神戸市中央区下山手通 5 丁目 10-1
TEL:078-362-3273 FAX:078-382-1580
E-mail:kankyouseisakuka@pref.hyogo.lg.jp
ホームページ URL:<https://web.pref.hyogo.lg.jp/nk19/hijuutakuyou.html>
受付時間:月曜日～金曜日(祝祭日及び年末年始を除く)
9 時 00 分～12 時 00 分、13 時 00 分～17 時 00 分